

原発事故とその責任の偽装

※「偽装」とは、事実を偽りまげて、もっともらしく^{しつら}設え装うこと

■日本の原発事故

次表は、国際原子力機関（IAEA）が定めた原子力施設でのトラブルの重大性を示す評価尺度（INES）である。

分類	レベル	主な基準
事故	【7】深刻な事故	・放射性物質の重大な外部放出（数万ベクレル以上）
	【6】大事故	・放射性物質のかなりの外部放出（数千～数万テラベクレル）
	【5】広範囲な影響を伴う事故	・放射性物質の限られた外部放出 ・原子炉の炉心の重大な損傷
	【4】局所的な影響を伴う事故	・放射性物質の極めて少量の外部放出 ・原子炉の炉心の重大な損傷 ・従業員の致死量の被ばく
異常な事象	【3】重大な異常事象	・放射性物質の極めて少量の外部放出 ・施設内の重大な放射性物質による汚染 ・急性の放射性障害を生じる従業員の被ばく
	【2】異常事象	・放射性物質による施設内のかなりの汚染 ・法定の年間制限を超える従業員の被ばく
	【1】逸脱	・運転制限範囲からの逸脱
尺度以下	【0+】	・安全に影響を与え得る事象
	【0-】	・安全に影響を与えない事象
	評価対象外	・安全性に関係しない事象

※レベル0を0+と0-に細分化しているのは日本のみである。

報告された事故・トラブルに対しては INES に基づくレベル評価がなされる。3.11 以前は経済産業省の外局である資源エネルギー庁内の原子力安全・保安院が、3.11 後は原子力規制委員会が評価を行ってきた。判断が難しい場合の当初評価は暫定評価、問題がなければ事実上確定評価となる。3.11 事故の場合は、レベル4からレベル5と評価が更新され、最後には深刻な事故とみなされて、最高レベルの評価となった。

これまで国内で起こった13件の事故をレベルごとに集計すると、次の通りである。

レベル7	レベル6	レベル5	レベル4	レベル3	レベル2	レベル1	レベル0
1	0	0	1	2	5	3	2

また、事故を起こした事業者ごとにレベル値を合計すると、次の通りである。

東京電力 (20)	関西電力 (11)	中部電力 (6)	北陸電力 (2)	動力 炉・核 燃開発	東海村 JCO 核燃料加工 施設	J-PARK ハ ドロン実験 施設	日本原子 力研究開 発機構
14(7)	2(3)	2(2)	1(1)	4(1)	4(1)	2(1)	2(1)

※上段（）内は保有原子炉数、下段（）内は事故数

東京電力の事故の多さと大きさは際立っている。

1973年、関西電力美浜原発1号機の事故は、核燃料棒の折損事故でありながら、秘密裏に核燃料集合体を交換しており、4年後に内部告発で明らかになった。

また1978年、東京電力福島第一原発3号機の事故は、戻り弁の操作ミスで制御棒5本が抜け、7時間半もの長時間、臨界が続いた。日本で最初の臨界事故でありながら、この情報は発電所間でも共有されず、事故発生から29年後になって初めて公表された。東京電力が長期間にわたって事故を隠し続けたのは、信頼喪失と安全神話の崩壊を恐れての所業と考えられるが、そうした独善的な企業体質が3.11過酷事故を生む土壌を培ってきたともいえる。この2件とも事故報告書が提出されなかった結果として、いまだにレベル評価はなされていない。事故原因究明及び公表しなかった責任追及を遡及的に行い、あらためてレベル評価を行うべきであろう。

事故の様態は様々であるが、上記東京電力の事故と同様に制御棒が抜けて臨界状態が続く事故が最も多い。誤操作によって臨界事故に繋がる危険性が一層高くなる。次に多いのが細管の劣化・損傷と破断である。蒸気発生器や熱交換器の事故は、大量の高濃度汚染水を外に漏らす要因となる。

■ 原発事故の様相

原発をベースロード電源と位置付ける「エネルギー基本計画」には「いかなる事情よりも安全性を全てに優先させる」と明記されている。現場ではそうした方針が生かされているのだろうか。

原発の安全運転に欠かせない内部状態の把握は、すべて計器類に頼らざるを得ない。しかし、異常事態（トラブル・事故）発生の場合は原子炉内の不安定な状態を即座に理解できない場合が多い。「スリーマイル島事故」、「チェルノブイリ事故」の場合は、誤操作が事故の要因となっている。「福島」の場合は根本的に大事故を想定していない状況の中で、すべての電源を喪失し、原子炉の状態を制御することができなくなった。計器類の故障、通信経路の断絶は人間に例えれば頭脳への情報伝達機能の喪失に相当する事態といえる。

車や航空機など空間移動機械の場合は、異常状態を「運転手」自ら直接感知できる可能性が高く、事故を未然に防ぐことが比較的容易である。

点検作業等では、身動きが鈍くなる防護服とマスク、ヘルメット等の着用、そして線量測定器の携帯を必須とする。測定器のアラーム音は作業の中断警告である。重い防護服は身動きを鈍らせる。作業が思うようにはかどらないばかりでなく、作業の質を低下させ、作業対象の安全性を損ないかねない。

また、原子力規制庁から派遣された定期点検査察員も点検作業を傍らから暫く眺めるだけで、点検が万全であったか否かは事業者からの報告書で後に確認するというように、本来入念に行われるべき安全点検作業が現場に丸投げされているとの指摘もある。

民間事業者である大手電力会社は、安全対策と経費最小化を天秤にかけつつ、結果として後者優先の方向で安全対策工事や作業を進めていく。

IAEAは200人近い専門家を集めて3.11事故の検証を行った。日本の原発事業の問題として規制の実効性の欠如と共に、事業者内の安全文化の欠如を指摘している。危険を伴う作業現場においても企業文化が優先されているのだ。利益追求を最優先する企業体質は

3. 11 後においても変わっていない。安全性を最優先しなければならない原発関連事業者の情報隠し、偽装工作は絶対に許されざるべき所業である。

■神戸製鋼のデータ改ざん問題

「神戸製鋼」が検査証明書のデータの書き換えを行っていたことが今年の 10 月初旬に公表された。規格基準を満たしていない原発の各種部品が国内外に納品されていたのだから、これはまさしく偽装工作である。国内の納品先は加圧水型原子炉を持つ事業者に限られていた。それは、九州電力、四国電力、関西電力、北海道電力、そして日本原子力発電の 5 社 20 基である。規制庁は聴取結果を次の様に報告している。

○関西電力、九州電力、四国電力に対する聴取結果

10 月中旬 不正のあった神戸製鋼所製品が納入又は使用されている事案は確認されていない。

11 月初旬 新たに不正のあった神戸製鋼所製品が納入又は使用されている事案は確認されていない。

○四国電力に対する聴取結果

11 月初旬 バウンダリ（それが壊れると原子炉冷却材喪失事故となる範囲の施設）の主要部材において神戸製鋼所製の材料は使用されていない。溶接部や一部のボルトやナットで使用されている。

そして現在、来年 1 月、3 月の再稼働を予定している玄海原発 3,4 号機及び大飯原発 3,4 号機の格納容器重要部分と溶接接手部分に、神戸製鋼所製の材料が使われていることが判明した。緊急事態である。徹底調査のためには、川内原発、伊方原発等、現在稼働中の原発も、運転を中止したうえで徹底調査をすべきではないのか。原発の安全性が問われる問題なので、バウンダリ内かどうかを問わず、製品の納品日を問わず、すべての神戸製鋼製品を交換すべきではないのか。もっと簡単で抜本的な問題の解決法は、廃炉決定であることは言うまでもない。今後の調査とその対策を注目したい。

■原発を巡るあいまいな責任関係

原子力規制委員会の田中（前）委員長は、原発事故に関連して次のような発言を繰り返してきた。「新規基準を満たした原発でも事故は起きます。この基準は最低のもので、あとは事業者の責任です」と述べている。また、「二重の格納容器やコアキャッチャーを今後求めていく予定はないのか」との記者の質問に対し、「そういうのは設計段階から入っていないといけないので…、ちょっとそう簡単ではないよね。」とお茶を濁している。「規制」の立場に筋が通っていない。結局、緩い規制基準で再稼働した原発が事故を起こした場合の責任逃れの様に聞こえてしまう。

一方、電力会社は規制委員会の「適合判定」を再稼働の許可証と受け止めていて、いそいそとその準備に取り掛かる。事故が起こったとしても、責任の一部を許可した側に転嫁することができ、最後は国の支援を期待することもできる。

政府はもっとひどい。安倍首相は相変わらず「世界一厳しい規制基準で安全が確認された原発は再稼働する」との虚言を繰り返している。原発事故に伴う賠償費用等は、最終的

に国税と電力消費者から徴収した金が宛てられる。

「原子力損害の賠償に関する法律」には、「原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたものであるときは、この限りでない。」とある。

こうした責任のもたれあいとも言える構造が生まれたのは、原発事業推進を歴代の政府が支援してきた、すなわち国策として取り組んできたことに大きく起因する。

原子力規制委員会は独自権限を持つとはいえ、行政機関の一つであることに変わりはなく「独立性」は担保されていない。したがって政府と大手電力会社の双方に原発運営をもたらした社会的影響についての責任がある。具体的事案でどちらが最終責任を持つのかとなるとぼやけてくる。ところが 3.11 事故の当事者責任を負うべき東京電力に対して政府が強力に支援する。再稼働の権限と責任、事故の責任、地元合意の権限と責任などなど、住民・国民にとっては命にもかかわる重大な事柄であるはずなのにその意向を無視する形で事態が進んでいく。

二者共同責任の仕組みは、両者の責任を分散化させ、責任逃れの道を残すこととなる。関連する法律もそのように構成されている。共同責任は原発推進のための最大の偽装である。

原発は日本の将来に大きな負担を残す。原発は全く必要ないことを広く訴えなければならぬと考える。

(文責 棚次奎介) 2017 年 12 月 11 日公開